

小松市監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

平成28年12月26日

小松市監査委員 小栗 巖

小松市監査委員 灰田 昌典

定例監査結果報告書

- 1 監査対象部署 都市創造部 まちデザイン第1課，緑花公園センター
まちデザイン第2課，道路河川課
- 2 監査実施日 平成28年11月22日
- 3 監査の範囲 平成28年度の財務に関する事務及び事業の管理全般
- 4 監査の執行者 監査委員 小栗 巖
監査委員 灰田 昌典

5 監査の方法

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料，関係する管理資料，申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め，事務局職員により，その内容の照合，検算，通査等の予備監査を行った。

また，監査当日は，都市創造部長ほか関係職員の同席の下，課長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに，質疑を交わした。

6 監査要点

対象部署の執行が関係法令に基づき適正かつ効率的，合理的に行われているかを主眼として，予算執行状況（経費の節減に関するもの・経理の適正化に関するもの），財産の管理状況，事務事業の管理状況，安全対策及び過年度指摘事項等項目別に監査を実施した。

7 監査の結果

次に記載する「意見・要望及び指摘事項」以外の予算執行状況，財産の管理状況，事務事業の管理状況，安全対策及び過年度指摘事項の項目については，おおむね良好に執行がなされているものと認められた。

また，細部指摘事項及び事務処理上にわたる注意事項については，監査の過程において当事者に指示したので本書には省略した。

(1) 意見・要望及び指摘事項

◆意見・要望

<まちデザイン第2課>

小松市には伝統的建築技術で建築された町家や古民家が存在している。これら貴重な文化資源の保存や町並み景観の向上を図るため，市と地区でまちづくりに関する協定を締結したり，外観改修等に要する費用に対し補助金を交付したりしている。最近では，この補助金制度を活用し，空き家となっていた町家や古民家が，ゲストハウスや若者の農業拠点として生まれ変わるなど，見学・体験・交流の拠点としての新たな魅力と可能性の掘り起こしに一定の成果を上げている。今後も市民のニーズと市のまちづくりの方向性とがマッチングした事業の展開を図られたい。